

13 粧工連名称第 1 号

平成 13 年 3 月 30 日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
全成分表示名称委員長
浜口正巳

「化粧品の成分表示名称リスト」について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、化粧品の規制緩和に係わる薬事法施行規則等の改正が、いよいよ 2001 年 4 月よりスタート致します。

化粧品の全成分表示の表示方法などについては、平成 13 年 3 月 6 日付の医薬審発第 163 号・医薬監麻発第 220 号厚生労働省課長通知によって、成分の名称は日本化粧品工業連合会作成の「化粧品の成分表示名称リスト」を利用することが明記され、リストの位置付けが明確にされました。

当委員会では、平成 11 年 4 月 30 日に「化粧品の成分表示名称リスト (案) (No. 1)」を公表したのを皮切りに、都度成分表示名称リストを作成してまいりましたが、本日付で No. 9 のリストを公表する運びとなりました。

また、これを機に、これまで積み残しとなっていました諸点を含め、下記のとおり対応することに致しましたことを併せてご連絡申し上げます。

傘下会員各社におかれましては、消費者の商品選択を容易にし、また消費者の混乱を防ぐためにも化粧品の全成分表示にあたりましては、「化粧品の成分表示名称リスト」をご活用いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 平成13年3月30日をもって、化粧品の成分表示名称リスト（案）No. 3からNo. 8までの「(案)」を削除して運用させていただきます。なお、No. 1及びNo. 2については、改訂版を作成しましたので、その段階で「(案)」を削除しました。
2. 「化粧品の成分表示名称リスト（No. 1及びNo. 2改訂版）」を作成しました。改訂した、主な点は次のとおりです。
 - (1) 化粧品の成分表示名称リスト（案）No. 1及びNo. 2収載の表示名称について明確な定義を付したこと。
 - (2) 83種の法定色素については、表示名称と表示別名称を入れ替えたこと。
 - (3) 化粧品の成分表示名称リスト（案）No. 1及びNo. 2収載の植物由来成分については、INCI名との整合性を図るため、表示名称を一部追加・変更したこと。
 - (4) 化粧品種別許可基準の廃止に伴い、これまでの規格という概念がなくなることから、基準に関する箇所（種別許可成分名称、成分コード、含、包等）はあくまで参考としたこと。

以上

同封資料：化粧品の成分表示名称リスト（No. 1及びNo. 2改訂版）
化粧品の成分表示名称リスト（No. 9）